

TSOD (肥満・糖尿病) マウス研究会会則

(名称)

第1条 本会は、TSOD (肥満・糖尿病) マウス研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、TSOD (肥満・糖尿病) マウス (以下、TSOD マウスという) の研究を通じて生活習慣病 (肥満症、糖尿病、代謝疾患など) に関する学術研究及び学術情報等の交換を行うことにより、医学、実験動物学、栄養学、薬学及び医療技術等の進歩を図り、もって世界における学術の発展とヒト並びにその他動物の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) TSOD マウスを用いる基礎研究の促進
- (2) 会員の研究成果の収集と情報提供
- (3) 国内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) 学術集会等の開催
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、規定の会費を納入し、TSOD マウスを用いる学術研究を行う個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、規定の会費を納入した法人。
なお、会員は TSOD マウス及び TSNO マウス (同系由来対照マウス) を研究会価格で購入することができる。

(入退会)

第5条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 本会の目的に賛同し賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
3. 会員が退会しようとするときは、本会に退会届書を提出しなければならない。

(会費)

第6条 本会の会費は、正会員 5,000 円、賛助会員一口 50,000 円とする。

2. 会費は年額とし、毎会計年度内に全額納入するものとする。
3. その年次の会費を 1 ヶ年滞納した者は、原則としてその次の年度より退会したも
のとして取り扱う。
4. 顧問は会費を納めることを要しない。
5. 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返却しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の理由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、または本会が解散したとき

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、本会が発行する資料等の配布を受けるほか、理事会が認める場合には、本会の事業に参加することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、賛助会員からの理事数は正会員からの理事数の3分の1を超えないものとする。また、理事と監事は相互に兼ねることはできない。

2. 理事のうちから会長1名、副会長1名を互選する。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、本会を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、事業の企画、実施を統轄する。会長に事故があるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理し、またはその職務を執行する。
3. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
4. 監事は、本会の業務及び財産状況を監査し、これを理事会及び総会に報告する。また、その職務上必要と認めるときは、その名において総会を召集することができる。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は原則として支給しない。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

2. 補充として選任された役員任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員再任は妨げない。
4. 役員はその任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(評議員及び評議員会)

第14条 本会の運営について意見を聴くため、本会に評議員及び評議員で構成される評議員会を置くことができる。

2. 評議員は、3名以上10名以内とし会員の中より理事会において選定する。
3. 役員は、評議員を兼ねることができない。
4. 評議員任期は、選定された日より2年とする。但し、再任を妨げない。
5. 評議員会は、本会の運営、特に研究助成費や学術的な事項等について、理事会の

諮問に応ずる。

6. 評議員会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
7. 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。
8. 役員は、評議員会の意見を聴くため、評議員会に出席することができる。

(顧問)

第 15 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席し意見を述べるすることができる。
4. 顧問の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(総会)

第 16 条 定例総会は毎年 1 回開く。ただし、理事会が必要と認めたとき、または正会員の 5 分の 1 以上の要請があったときは、臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、正会員ならびに賛助会員をもって構成し、その 5 分の 1 以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
3. 総会の議決は、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。
4. 総会の議長は、会長があたる。
5. 総会の議決では可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第 17 条 理事会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散及び合併
 - (5) その他、本会の事業、運営に関する重要事項
2. 理事会は会長が召集し、毎年 1 回以上開催する。会長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 1 以上から理事会招集の要請があったときは、会長は 20 日以内に召集しなければならない。
 3. 理事会の議長は会長とする。
 4. 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上（委任状を含む）出席しなければ会議を開き、審議することができない。
 5. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議事録)

第 18 条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び議長の指名した議事録署名人 1 名が記名押印する。

(事務局)

- 第 19 条 本会の事務を処理するため、事務局を理事の所属機関の内の一つに置く。
2. 事務局に事務局職員若干名を置く。
 3. 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第 20 条 本会の業務の執行方法については、理事会で定める。

(資産及び会計)

- 第 21 条 本会の資産は、会費のほかに寄付金品、事業に伴う資産収入、その他収入をもって構成する。
2. 資産管理は、理事会の決議に基づき会長が行う。
 3. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。
 4. 本会の収支決算は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に監事の監査を受けた上、総会の承認を得なければならない。

(解散)

- 第 22 条 本会を解散しようとするときには、総会において出席正会員及び賛助会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ解散できない。
2. 本会は、解散のときに存する残余財産は、決議を得て類似の目的を有する公益法人等に寄付するものとする。

(会則の変更)

第 23 条 この会則は、総会において出席正会員及び賛助会員の 4 分の 3 以上の同意を得て変更することができる。

(委任)

第 24 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(附則)

1. この会則は平成 17 年 1 月 27 日より施行する。
2. 平成 17 年 4 月 4 日改定
3. 平成 21 年 6 月 12 日改定
4. 平成 25 年 12 月 6 日改定